

令和3年度一般会計補正予算（専決第10号）について

（令和4年2月18日専決処分）

一 補正予算の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置区域において、県からの営業時間短縮要請に応じる飲食店等に対して協力金を支給するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとした。

二 一般会計予算の規模

(1) 令和3年度現計予算額	778,211,981 千円
(2) 今回の補正予算額（専決第10号）	1,191,380 千円
(3) 令和3年度予算累計額	779,403,361 千円
(4) 令和2年度同期予算額	823,207,857 千円
(5) 対前年度同期比	$\frac{(3)}{(4)} \times 100$ 94.7 %

三 一般会計補正予算の歳入

今回の補正予算の財源としては、歳出との関連において、国庫支出金9億5,777万6千円を計上したほか、普通交付税2億3,360万4千円を計上した。

四 一般会計補正予算の歳出

今回の補正予算に計上した歳出の内容は、次のとおりである。

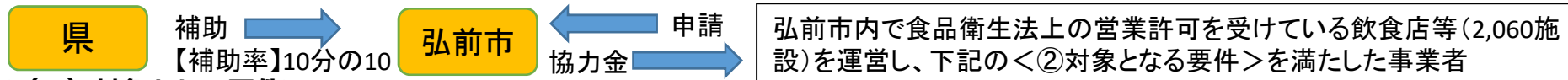
（単位：千円）

部 局 名	事 業 名	事 業 費	説 明
商工労働部	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業費補助	1,191,380	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、弘前市を対象区域とした営業時間短縮要請に応じる飲食店等に対して協力金を支給するのに要する経費に対する補助 補助金交付先 弘前市 補 助 率 10/10 協力金支給額 1店舗当たり3万～20万円/日 〔あおり飲食店感染防止対策 認証店が酒類を提供する場合は2万5千～20万円/日〕

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業費補助

弘前市を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、営業時間短縮等の要請について、感染防止対策を徹底した上で、全面的に応じていただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」を支給する。

< (1) 実施スキーム >



< (2) 対象となる要件 >

- ①弘前市で、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等(※1、※2)を運営する事業者
 - ※1 宅配・テイクアウトを除く ※2 結婚式場、バー、カラオケボックス等を含む
- ②令和4年2月20日(日)以前から開業しており、令和4年2月21日(月)0時から令和4年3月6日(日)24時までの期間、5時から20時までの時間短縮営業及び酒類の提供を行わないことに全面的に御協力いただくこと。
 - ※ 同一グループ同一テーブルでの会食を4人以内とすること。
 - ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
 - ※ 従前より5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
 - ※ 準備期間を要する場合は、遅くとも令和4年2月23日(水)までには開始すること。

< (3) 支給額の単価 >

① 5時から20時までの時間短縮営業(酒類提供禁止)

■ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ■ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×14日間 (2月23日までに開始する場合は御協力いただいた日数分)		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高		
		～7万5,000円	7万5,000円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年、前々年又は前々々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日		
大企業(B 売上高減少額による方法)				

② 5時から20時までの時間短縮営業(酒類提供は11時から20時まで) ※あおり飲食店感染防止対策認証店のみ選択可

■ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ■ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×14日間 (2月23日までに開始する場合は御協力いただいた日数分)		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高		
		～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年、前々年又は前々々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日又は前年、前々年若しくは前々々年の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(B 売上高減少額による方法)				